

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果とあわせて公表します。

平成 26 年 8 月 1 日

千葉市長 熊谷 俊人

「千葉市こてはし学校給食センター再整備(改築)事業」の 特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業（以下、「本事業」という。）

2. 事業に供される公共施設

施設名	所在地
千葉市こてはし学校給食センター	千葉市花見川区三角町782番地

3. 施設の管理者

千葉市長 熊谷 俊人

4. 事業の目的

学校給食は、教育活動の一環として、心身ともに健康な児童生徒を育成するという目標の実現のために大きな役割を果たしており、千葉市（以下「本市」という。）においては小・中・特別支援学校全校で完全給食を実施している。

近年、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや、肥満・痩身傾向などが見られ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるなど学校給食の果たす役割は大きいものがあり、今後も引き続き学校給食事業は必要不可欠なものとして充実させていく必要がある。

本市においては、原則として、小・特別支援学校は自校方式（単独調理場）、中学校は給食センター方式（共同調理場）で給食提供を実施しているが、老朽化した給食センターについて、4給食センター体制から3給食センター体制への再編整備を行うことが、平成12年に方針決定された。その後、平成17年度に大宮学校給食センターを、平成22年度に新港学校給食センターを、それぞれPFI方式で整備し、大幅な経費の削減とよりよい給食サービスの提供を行っている。

本事業では、老朽化した若葉学校給食センターに替わる施設として、現在休止中である「こてはし学校給食センター」（以下「本施設」という。）の再整備（改築）を行い、安全安心で魅力ある中学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

5. 事業の概要

事業者が主に行う業務は、以下のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援を含む）
- ウ 設計業務
- エ 建設業務（現学校給食センターの解体設計・解体・撤去業務を含む）
- オ 調理設備調達・搬入設置業務
- カ 調理備品調達・搬入設置業務
- キ 食器・食缶等調達・搬入設置業務
- ク 事務備品調達・搬入設置業務
- ケ 外構整備・植栽整備業務
- コ 配送車両調達業務
- サ 工事監理業務
- シ 竣工検査及び引渡し業務
- ス その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 開業準備業務

(3) 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- イ 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- ウ 調理設備維持管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- エ 事務備品維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- オ 植栽・外構維持管理業務（植栽・外構の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- カ 清掃業務
- キ 警備業務

(4) 運営業務

- ア 日常の検収支援業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送及び回収業務

- オ 廃棄物処理業務
- カ 衛生管理業務
- キ 運営備品等更新業務
- ク 配送車両維持管理業務
- ケ 献立作成・食材調達支援（助言）業務
- コ 給食エリア等清掃業務

6. 事業方式

事業者が施設を整備し、本市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運営業務を実施するBTO方式とする。

7. 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	スケジュール
事業予定者選定	平成 26 年 12 月
仮契約	平成 27 年 1 月
事業契約締結	平成 27 年 3 月
施設の設計・建設	平成 27 年 4 月～平成 29 年 1 月末（22 か月間）
開業準備	平成 29 年 2 月～平成 29 年 3 月末（2 か月間）
施設の維持管理・運営	平成 29 年 4 月～平成 44 年 3 月末（15 年間）

第2 客観的な評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できること、及び本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2. 評価の方法

(1) 定量的評価

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価(財政負担額の縮減)

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、本市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	市が自ら実施する場合	PFI事業により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①初期整備費 ・ 設計・監理費、施設整備費、運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 ・ 建物修繕費、調理設備修繕・更新費、運営備品等更新費 等 ④運営費 ・ 運営人件費、廃棄物処理費、光熱水費 等 ⑤地方債利子	①初期整備費 ・ 設計・監理費、施設整備費、運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 ・ 建物修繕費、調理設備修繕・更新費、運営備品等更新費 等 ④運営費 ・ 運営人件費、廃棄物処理費、光熱水費 等 ⑤地方債利子 ⑥その他経費 ・ SPC 経費、割賦金利子 ⑦公租公課
共通条件	①事業期間：平成27年4月～平成44年3月末 ②インフレ率：0% ③割引率：1.312%	
資金調達に関する事項	①一般財源 ②地方債 ③交付金	①出資金 ②市中借入 ③地方債 ④交付金
積算方法	既存施設の実績及び市における類似施設の実績等に基づき算定	P F I 事業の先行事例などを参考とし、性能・一括発注により、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の効率性が実現するものとして算定

(2) 算定結果

前提条件に基づく本市の財政負担額について、本市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果、約6.7%の財政負担額の削減効果が認められた。

4. 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待することができる。

(1) 施設整備

設計・建設を一括して発注することにより建設期間中におけるコストや工法、工期に関して事業者の保持するマネジメント能力が発揮され、効率的な施設整備を行うことが期待できる。

(2) 維持管理・運営

設計・建設・維持管理・運営までを包括的に事業者委ねることで、維持管理・運営を担う者の意向をふまえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

(3) 提案されたサービス水準の確保

事業者の行う業務が要求水準や提案内容を満たさない場合には、サービス対価の減額等のペナルティも考えられることから、事業者は確実な業務実施を目指すこととなり、事業期間を通じたサービス水準の確保が期待できる。

(4) 事業者のノウハウ蓄積によるサービスの向上

本事業は、長期にわたる契約であることから、事業者は各種業務におけるノウハウを蓄積することが可能となる。これにより業務の効率化が図られ、業務の品質やサービスの向上につながることを期待できる。

5. 総合的評価

定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約6.7%の縮減を見込むことができるほか、公共サービス水準の向上等を期待することができる。このため、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。